

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月31日

【発行者名】 HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド
（HSBC Management（Guernsey）Limited）

【代表者の役職氏名】 ビジネス・ヘッド代行 スティーブン・ルーセル
（Stephen Rouxel）

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
（Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey
GY1 3NF, Channel Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 三宅章仁
弁護士 中田志郎

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03（6888）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド
（HSBC Alternative Strategy Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
（560億2,500万円）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成29年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.05円）による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月31日に半期報告書を提出いたしましたので、平成29年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、英文目論見書の改訂に伴い、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		(1) 投資状況 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドであるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの運用状況は、以下の通りである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成29年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	29,515,600.28	67.15
	英領ヴァージン諸島	11,545,632.25	26.27
	小計	41,061,232.53	93.42
現金その他の資産 (負債)		2,893,942.96	6.58
合計 (純資産総額)		43,955,175.49 (4,925百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

投資資産

(イ) 投資有価証券の主要銘柄

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成29年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Ordinary Series Restricted (SOP) Oct 17	ケイマン 諸島	投資 信託	1.00	8,650,788.00	8,650,788.00	8,652,374.73	8,652,374.73	21.07
2	Tyrus Capital Event Fund Ltd - Class A USD Voting (Non-Restricted)	ケイマン 諸島	投資 信託	27,284.84	116.38	3,175,502.25	160.69	4,384,307.90	10.68
3	Beach Point Total Return Offshore Fund II, Ltd. - Series V - 01 Nov 2007	ケイマン 諸島	投資 信託	2,521.59	1,118.56	2,820,546.96	1,637.77	4,129,790.95	10.06
4	Davidson Kempner International (BVI), Ltd. - Class C Tranche 4 - 01Jan17 (SOP)	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	28,857.44	105.10	3,032,854.92	137.86	3,978,413.33	9.69
5	Davidson Kempner International (BVI), Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 2017	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	18,557.99	175.64	3,259,559.79	185.25	3,437,908.44	8.37
6	Starboard Value and Opportunity Fund Ltd. - Class A Series 92	ケイマン 諸島	投資 信託	1,140.27	2,499.18	2,849,736.67	2,586.42	2,949,213.52	7.18
7	CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited - Class B USD Shares Non New Issues	ケイマン 諸島	投資 信託	432.46	1,699.55	734,989.80	6,059.69	2,620,584.76	6.38
8	Black Diamond Thematic Ltd. - SERIES A RESTRICTED 04-17 SUB-SERIES	ケイマン 諸島	投資 信託	30,000.00	100.00	3,000,000.00	83.93	2,517,986.99	6.13
9	Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 8	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	242.90	4,832.03	1,173,710.01	6,589.48	1,600,598.93	3.90
10	Third Point Ultra Ltd. - Class D - Series 22	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	1,074.16	1,000.00	1,074,160.00	1,394.12	1,497,510.87	3.65
11	East Lodge Capital Credit Opportunities Fund, Ltd - Class B USD	ケイマン 諸島	投資 信託	1,000.00	1,000.00	1,000,000.00	1,140.98	1,140,977.75	2.78
12	ENA Opportunity Offshore Fund Ltd - Class C Shares Restricted Series Jan 16	ケイマン 諸島	投資 信託	1,000.00	1,000.00	1,000,000.00	1,087.78	1,087,776.30	2.65
13	BFAM Asian Opportunities Fund Limited - Class A-U Serie 1	ケイマン 諸島	投資 信託	5,098.64	172.20	877,973.22	174.00	887,181.37	2.16
14	Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 12 NI	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	555.95	1,108.28	616,144.94	1,459.65	811,487.03	1.98
15	JHL Capital Group Fund Ltd. - Class C Restricted	ケイマン 諸島	投資 信託	875.04	1,000.00	875,043.80	843.25	737,880.42	1.80

16	ENA Opportunity Offshore Fund Ltd - Class C Shares Restricted Series 1 Dec 15	ケイマン諸島	投資信託	375.00	1,000.00	375,000.00	1,086.73	407,525.59	0.99
17	Davidson Kempner International (BVI), Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 2017 NI	英領ヴァージン諸島	投資信託	358.04	498.63	178,532.01	567.87	203,319.49	0.50
18	AG Super Fund International Ltd. - SOP Class XXXX Series 1	英領ヴァージン諸島	投資信託	5.86	1,545.85	9,058.68	1,509.00	8,842.74	0.02
19	AG Super Fund International Ltd. - SOP Class XXXX Series 2	英領ヴァージン諸島	投資信託	5.01	1,544.06	7,735.74	1,507.27	7,551.42	0.02

(ロ) 投資不動産物件

平成29年11月末日現在、該当事項なし。

(ハ) その他投資資産の主要なもの

平成29年11月末日現在、該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成29年11月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
平成28年12月末日	50,472,108.00	5,655	米ドル	137.75	15,435
平成29年1月末日	49,104,233.00	5,502	米ドル	139.17	15,594
2月末日	49,465,702.00	5,543	米ドル	140.27	15,717
3月末日	49,738,961.53	5,573	米ドル	140.99	15,798
4月末日	47,443,331.86	5,316	米ドル	141.88	15,898
5月末日	47,699,404.00	5,345	米ドル	142.52	15,969
6月末日	47,639,701.00	5,338	米ドル	142.23	15,937
7月末日	44,985,208.00	5,041	米ドル	143.15	16,040
8月末日	45,540,931.22	5,103	米ドル	144.85	16,230
9月末日	45,789,169.06	5,131	米ドル	145.70	16,326
10月末日	44,187,894.49	4,951	米ドル	146.47	16,412
11月末日	43,955,175.49	4,925	米ドル	145.61	16,316

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)
(2007年2月28日から2017年11月30日まで)

(注)「HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド」は、2011年9月30日付でポートフォリオの再編が行われ、その後、ポートフォリオ内の非流動性資産については、別のサブ・ファンド「SOF リアライゼーション・ファンド」において運用されている。

分配の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。

収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

期 間	平成28年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成29年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
平成28年12月1日～ 平成29年11月末日	137.82	145.61	5.65

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成29年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成28年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

以下同じ。

< 参考情報 >

年間収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2017年については、2017年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2007年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2007年については、運用開始日(2007年3月1日)から2007年12月31日までの収益率。

2017年については、2017年1月1日から2017年11月30日までの収益率。

2 販売及び買戻しの実績

平成29年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成29年11月末日現在の発行済口数は、以下の通りである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
0.00 (0.00)	61,878.03 (3,984.71)	289,797.10 (14,563.04)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成29年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.05円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結貸借対照表
 2017年10月31日現在
 (未監査)

	2017年10月31日現在		2017年 4月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
流動資産				
組入投資有価証券	41,145	4,610	48,968	5,487
債権	616	69	148	17
現金および預金同等物	2,487	279	20	2
	<u>3,103</u>	<u>348</u>	<u>168</u>	<u>19</u>
資産合計	<u>44,248</u>	<u>4,958</u>	<u>49,136</u>	<u>5,506</u>
負債				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(60)</u>	<u>(7)</u>	<u>(1,693)</u>	<u>(190)</u>
負債合計	<u>(60)</u>	<u>(7)</u>	<u>(1,693)</u>	<u>(190)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>44,188</u>	<u>4,951</u>	<u>47,443</u>	<u>5,316</u>

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結総収益計算書
 2016年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2017年5月1日 至2017年10月31日		自2016年5月1日 至2016年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタルゲイン	2,011	225	1,404	157
収入	-		5	1
支払利息	(9)	(1)	(21)	(2)
運用費用	(463)	(52)	(517)	(58)
純費用	(472)	(53)	(538)	(60)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	1,539	172	871	98

上記業績はすべて会計作業に起因するものである。ファンドは、その他包括利益の内訳項目を有していないため、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動は、当期包括利益合計を反映している。

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書
 2016年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2017年5月1日 至2017年10月31日		自2016年5月1日 至2016年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	47,443	5,316	56,904	6,376
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動:				
発行受領額 / 未収額	-	-	150	17
控除: 買戻支払額 / 未払額	(4,794)	(537)	(7,505)	(841)
	(4,794)	(537)	(7,355)	(824)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	1,539	172	871	98
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	44,188	4,951	50,420	5,650

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

投資有価証券明細表

2017年10月31日現在 (未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率 (%)
米ドル (2017年4月30日 : 103.21%)			
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1 - Special Investment	6	9	0.02
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2 - Special Investment	5	8	0.02
Beach Point Total Return Offshore Fund II - IS Series V 01 Nov 2007 - GSY	2,522	4,123	9.33
Black Diamond Thematic Ltd. - Series A	30,000	2,543	5.75
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Ltd. - Class B USD Shares Non New Issues	432	2,667	6.04
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 16 - GSY	358	204	0.46
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 16 - GSY	18,558	3,457	7.82
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 4 Series 1 Jan 16 - GSY	28,857	4,000	9.05
D.E. Shaw Composite International Fund - April 1st Subscription	1	8,694	19.68
East Lodge Capital Credit Opportunities Fund - Class B	1,000	1,135	2.57
ENA Opportunity Offshore Fund Ltd. - Class C Shares Restricted Series 1 Dec 2015	375	386	0.87
ENA Opportunity Offshore Fund Ltd. - Class C Shares Restricted Series 1 Jan 2016	1,000	1,031	2.33
JHL Capital Group Fund Ltd. - Class C	1,750	1,472	3.33
Starboard Value and Opportunity Fund Ltd. - Class A Series 92	1,140	2,812	6.36
Third Point Ultra Ltd. - Class C - GSY	243	1,591	3.60
Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 12 NI - GSY	556	807	1.83
Third Point Ultra Ltd. - Class D - Series 22 - GSY	1,074	1,496	3.39
Tyrus Capital Event Fund Ltd. - Class A USD - GSY	27,285	4,710	10.66
		41,145	93.11
組入投資有価証券 (2017年4月30日 : 103.21%)		41,145	93.11
純流動資産 (デリバティブを含む) (2017年4月30日純流動負債 : (3.21)%)		3,043	6.89
純資産額		44,188	100.00

	2017年10月31日 現在	2017年 4 月30日 現在	2016年 4 月30日 現在
発行済受益証券口数			
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	289,796.94	320,909.09	401,217.55
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	11,188.95	13,370.55	19,755.34
一口当たり純資産価格			
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	146.47米ドル	141.88米ドル	134.73米ドル
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	134.02ユーロ	131.15ユーロ	126.72ユーロ
純資産総額			
	千米ドル	千米ドル	千米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド	44,188	47,443	56,904
投資戦略別配分	ポートフォリオにおける比率 (2017年10月31日現在)	ポートフォリオにおける比率 (2017年 4 月30日現在)	
イベント・ドリブン	49.60%	54.55%	
マルチ・ストラテジー	25.60%	24.75%	
クレジット・ロング/ショート	11.90%	14.73%	
現金および経費	7.20%	-	
エクイティー・ロング/ショート	5.70%	5.97%	
	100.00%	100.00%	

重要なポートフォリオの変動の概要 (2017年10月31日に終了した6か月間)

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計*	-	-
	額面保有高	手取額 千米ドル
売却合計	10,760	9,732

*本期間中購入はなかった。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

資本金の額 平成29年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド（約1,503万円）

(注) スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、平成29年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=150.33円）による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株主資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ（アイルランド）ディーエーシーにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、包括保管受託銀行であるHSBCバンク・ピーエルシー ガーンジー支店にファンドの資産の受託保管を委託しており、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにこれを再委託している。

管理会社は、平成29年11月末日現在、以下の通り、5本の投資信託（合計純資産総額8,893.2百万米ドル）の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 （百万米ドル） （平成29年11月末日現在）
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド（HSBC Portfolio Selection Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	2,123.4
HSBC ユニ・フォリオ（HSBC Uni-Folio）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	63.1
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド（HSBC Alternative Strategy Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	44.0
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド（HSBC UCITS AdvantEdge Fund）	アイルランド	UCITS型投資信託	162.2
バリアス・リアル・エステート・アンド・プライベート・エクイティ・シンジケート（Various Real Estate and Private Equity Syndicates）	ガーンジー	ガーンジー籍クローズド・エンド型投資会社	6,500.5

(3) その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社ならびにファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

(中略)

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの1つのファンドで構成されており、通常オルタナティブ投資戦略を用いる多数のポートフォリオ・マネジャーを通じて資産投資を行うことが認められている。かかる投資を促進するため、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、幅広い種類の受益証券、投資証券およびその他の投資信託持分に投資する認可を受けている。かかる持分には、投資一任勘定またはマネージド・アカウントが含まれる可能性があるが、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、固定利付証券および債券、株式ならびにその他のデリバティブを含む商品に投資することが認められている。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドは2種類のクラス受益証券で取得することができる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aを参照のこと。

(後略)

<訂正後>

ファンドの形態

(中略)

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの1つのファンドで構成されており、通常オルタナティブ投資戦略を用いる多数のポートフォリオ・マネジャーを通じて資産投資を行うことが認められている。かかる投資を促進するため、ファンドは、幅広い種類の受益証券、投資証券およびその他の投資信託持分に投資する認可を受けている。かかる持分には、投資一任勘定またはマネージド・アカウントが含まれる可能性があるが、ファンドは、固定利付証券および債券、株式ならびにその他のデリバティブを含む商品に投資することが認められている。本書の日付現在、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドは2種類のクラス受益証券で取得することができる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aを参照のこと。

(後略)

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
別紙Aを参照のこと。

投資戦略

ファンドの投資目的は長期的な資本成長を生み出すことである。各ファンドの資産は、複数の投資先ファンド（主にヘッジ・ファンド）に対して配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を達成するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、各ファンドの別紙に記載される投資制限に従って行われる。

（中略）

投資顧問会社

管理会社は、管理会社、受託会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対してHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの投資活動（ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。）の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けてHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

ファンド・マネジャーの選択

投資顧問会社は、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、彼らのリスク調整後リターンを生成する相対的能力を評価することを目的として、ファンド・マネジャーを特定し、リサーチを行いおよび監視しなければならない。これらの活動には、投資の定量的分析および定性的分析の両方ならびにヘッジ・ファンドの運用が含まれる。投資顧問会社は、継続的なデュー・デリジェンスと監視を通じて、世界中で最も優秀なヘッジ・ファンド・マネジャーを各戦略について見極めることを追求する。リスク調整後リターンを生成するヘッジ・ファンドの能力の評価に加え、レバレッジと流動性に伴うリスクの分析は、特に重要である。

（中略）

ポートフォリオ運用

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任は管理会社に帰属している。

ポートフォリオは、ファンドの投資目的を充足するため、別紙「ファンド概要」に列挙されている投資制限に基づいて継続的に構築され運用されている。デュー・デリジェンス・プロセスの基準（前期「ファンド・マネジャーの選択」において言及されている。）を充足する投資信託のみが投資対象として考慮され、ポートフォリオ構築には、トップダウンの戦略的視点が考慮される（前期「戦略的投資配分」において言及されている。）。さらに、ポートフォリオは、投資家動向および投資先ファンドの利用可能なキャパシティを考慮して構成される。リターン・ベースとエクスポージャー・ベースの両方の手法を含む定性的分析と定量的分析が、ポートフォリオの分散と各ファンドの投資方針の文脈に対する適合性のレベルを評価するために使用される。

リスク管理

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのリスク管理責任は、管理会社が担っている。

管理会社は、リスク管理に関して、ファンド・マネジャーの選択およびポートフォリオの運用プロセスに付随するリスクに関する理解と管理に加え、別紙「ファンド概要」に列挙されているファンドの投資制限に基づくポートフォリオの管理とモニタリングによる多層的なアプローチを行っている。

ファンド・マネジャーの選択においては、ヘッジ・ファンドのファンド・マネジャーがリターン追求のために負担するリスクが適切かつコントロールされたものであるかという点の理解がデュー・デリジェンスの焦点となる。この投資に重点を置いたデュー・デリジェンス補完するものとして、オペレーショナル・デュー・デリジェンス・チームは、ヘッジ・ファンドの業務と運営（非投資）に関するリスクを評価し、不十分な構造やプロセスが投資を危険にさらす可能性があるヘッジ・ファンドの回避を追求する。

（中略）

オルタナティブ投資運用

管理会社は、オルタナティブ投資運用プログラムの主軸となるのは、ヘッジ・ファンドであると考えている。これらは、熟練のファンド・マネジャーによる積極的なポートフォリオ運用を通じて、あらゆる市況において、絶対的リターンを生み出すことを目的としている。ヘッジ・ファンドが用いる投資手法の範囲は非常に多様であり、ファンド・マネジャーは、株式および債券について従来型のロングのポジションを取ること、さらに適用可能な多様な戦略や有価証券に投資することもできる。ファンド・マネジャーが市場の状況から利益を確保し、リスクを管理するためにレバレッジやデリバティブを利用する機会が生じる。ヘッジ・ファンドは、個人の既存のポートフォリオを補完することが可能な様々なリスク/リターン特性を採用することができる。そのパフォーマンスは、一般的に同様のリスク/リターン特性のベンチマークまたは特定のハードルレートに鑑みて評価される。したがって、パフォーマンスは、相対的に測定される。

金融市場に関する著名な専門家であるアレクサンダー・イネイチェン氏は、「ファンド・マネジャーやパートナーが潜在的な金融損失から元本を保護しつつ、投資機会を利用して絶対的リターンを追求する投資プログラム」としてヘッジ・ファンドを定義している。最初のヘッジ・ファンドは、1949年に米国でアルフレッド・ウィンスロー・ジョーンズによって設定されたと考えられている。以来、ヘッジ・ファンドと彼らが用いる戦略の数は、劇的に増加してきた。かかる成長は、ポートフォリオ内のリターンの多様性を促進し、従来型の株式および債券への投資配分を補完することができるリターンを提供したいという投資家の希望に起因している。1999年に4,500億米ドルの総資産で構成されていたヘッジ・ファンド業界では、現在、2.0兆米ドルを超える資産が運用されている。ヘッジ・ファンドは、世界のほぼすべての投資市場で活動しており、以下の戦略を採用している。

ジェネラル・アービトラージ戦略

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により関連商品または類似商品の間の価格の変動または市場の非効率性から搾取ないし利益を得ることを目的とする様々なアービトラージ戦略に配分する投資信託が含まれる。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常の実行は、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大され、僅かな価格差および利回りを伴う。多くの投資信託が借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

（中略）

マクロ戦略

（中略）

ヘッジおよびデリバティブ取引

管理会社の裁量に基づき、かつ各別紙の「ファンド概要」に規定されたヘッジ能力に従い、あるファンドは、ヘッジおよび積極的なポートフォリオ運用を目的としたデリバティブ取引を随時行うことがある。ヘッジ取引は、リスク制御、リスク軽減またはリスク排除等の側面が含まれることがある。例えば、あらゆるデ

リバティブ商品は、ヘッジと原金融取引間にリスクまたは収益の相関関係が存在することを示す歴史的証拠に基づき、既存の取引の性質を変更するため用いられることがある。そのため、管理会社は、（ポートフォリオ内のその他の取引と関係を有することが特定可能である）取引を、取引を実行する目的が以下の条件を満たす場合、ヘッジとみなすことを決定することができる。

(a) 明らかに投機的な性質でないこと。

(b) ポートフォリオ内の何らかのリスク要因を制御、軽減または排除するためであること。

<訂正後>

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

投資戦略

ファンドの投資目的は別紙Aに記載のとおりである。各ファンドの資産は、複数の投資先ファンド（主にヘッジ・ファンド）に対して配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を達成するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、各ファンドの別紙に記載される投資制限に従って行われる。

（中略）

投資顧問会社

管理会社は、管理会社、受託会社と投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対してファンドの投資活動（ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。）の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けてファンドの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

ファンド・マネジャーの選択

投資顧問会社は、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、彼らのリスク調整後リターンを生成する相対的能力を評価することを目的として、ファンド・マネジャーを特定し、リサーチを行いおよび監視しなければならない。これらの活動には、投資の定量的分析および定性的分析の両方ならびに投資先ファンドの運用が含まれる。投資顧問会社は、継続的なデュー・デリジェンスと監視を通じて、世界中で最も優秀な投資先ファンド・マネジャーを各戦略について見極めることを追求する。リスク調整後リターンを生成する投資先ファンドの能力の評価に加え、レバレッジと流動性に伴うリスクの分析は、特に重要である。

（中略）

ポートフォリオ運用

ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任は管理会社に帰属している。

ポートフォリオは、ファンドの投資目的を充足するため、別紙「ファンド概要」に列挙されている投資制限に基づいて継続的に構築され運用されている。デュー・デリジェンス・プロセスの基準（前記「ファンド・マネジャーの選択」において言及されている。）を充足する投資先ファンドのみが投資対象として考慮され、ポートフォリオ構築には、トップダウンの戦略的視点が考慮される（前記「戦略的投資配分」において言及されている。）。さらに、ポートフォリオは、投資家動向および投資先ファンドの利用可能なキャパシティを考慮して構成される。リターン・ベースとエクスポージャー・ベースの両方の手法を含む定性的分析と定量的分析が、ポートフォリオの分散と各ファンドの投資方針の文脈に対する適合性のレベルを評価するために使用される。

リスク管理

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのリスク管理責任は、管理会社が担っている。

管理会社は、リスク管理に関して、ファンド・マネジャーの選択およびポートフォリオの運用プロセスに付随するリスクに関する理解と管理に加え、別紙「ファンド概要」に列挙されているファンドの投資制限に基づくポートフォリオの管理とモニタリングによる多層的なアプローチを行っている。

ファンド・マネジャーの選択においては、投資先ファンドのファンド・マネジャーがリターン追求のために負担するリスクが適切かつコントロールされたものであるかという点の理解がデュー・デリジェンスの焦点となる。この投資に重点を置いたデュー・デリジェンス補完するものとして、オペレーショナル・デュー・デリジェンス・チームは、投資先ファンドの業務と運営（非投資）に関するリスクを評価し、不十分な構造やプロセスが投資を危険にさらす可能性がある投資先ファンドの回避を追求する。

（中略）

オルタナティブ投資運用

管理会社は、オルタナティブ投資運用プログラムの主軸となるのは、ヘッジ・ファンドであると考えている。これらは、熟練のファンド・マネジャーによる積極的なポートフォリオ運用を通じて、あらゆる市況において、絶対的リターンを生み出すことを目的としている。ヘッジ・ファンドが用いる投資手法の範囲は非常に多様であり、ファンド・マネジャーは、株式および債券について従来型のロングのポジションを取るとも、さらに適用可能な多様な戦略や有価証券に投資することもできる。ファンド・マネジャーが市場の状況から利益を確保し、リスクを管理するためにレバレッジやデリバティブを利用する機会が生じる。ヘッジ・ファンドは、既存のポートフォリオを補完することが可能な様々なリスク/リターン特性を採用することができる。そのパフォーマンスは、一般的に同様のリスク/リターン特性のベンチマークまたは特定のハードルレートに鑑みて評価される。したがって、パフォーマンスは、相対的に測定される。

金融市場に関する著名な専門家であるアレクサンダー・イネイチエン氏は、「ファンド・マネジャーやパートナーが潜在的な金融損失から元本を保護しつつ、投資機会を利用して絶対的リターンを追求する投資プログラム」としてヘッジ・ファンドを定義している。最初のヘッジ・ファンドは、1949年に米国でアルフレッド・ウィンスロー・ジョーンズによって設定されたと考えられている。以来、ヘッジ・ファンドと彼らが用いる戦略の数は、劇的に増加してきた。かかる成長は、ポートフォリオ内のリターンの多様性を促進し、従来型の株式および債券への投資配分を補完することができるリターンを提供したいという投資家の希望に起因している。1999年に4,500億米ドルの総資産で構成されていたヘッジ・ファンド業界では、本書の日付現在、3兆米ドルを超える資産が運用されている。ヘッジ・ファンドは、世界のほぼすべての投資市場で活動しており、以下の戦略を採用している。

ジェネラル・アービトラージ戦略

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により関連商品または類似商品の間の価格の変動または市場の非効率性から搾取ないし利益を得ることを目的とする様々なアービトラージ戦略に配分するヘッジ・ファンドが含まれる。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方

法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常の実行は、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大され、僅かな価格差および利回りを伴う。多くのヘッジ・ファンドが借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

（中略）

グローバル・マクロ戦略

（中略）

ヘッジおよびデリバティブ取引

管理会社の裁量に基づき、かつ各別紙の「ファンド概要」に規定されたヘッジ能力に従い、あるファンドは、ヘッジおよび積極的なポートフォリオ運用を目的としたデリバティブ取引を随時行うことがある。ヘッジ取引（為替ヘッジを含む。）は、リスク制御、リスク軽減またはリスク排除等の側面が含まれることがある。例えば、あらゆるデリバティブ商品は、ヘッジと原金融取引間にリスクまたは収益の相関関係が存在することを示す歴史的証拠に基づき、既存の実行の性質を変更するため用いられることがある。そのため、管理会社は、（ポートフォリオ内のその他の取引と関係を有することが特定可能である）取引を、取引を実行する目的が以下の条件を満たす場合、ヘッジとみなすことを決定することがある。

(a) 明らかに投機的な性質でないこと。

(b) ポートフォリオ内の何らかのリスク要因を制御、軽減または排除するためであること。

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

投資者によるファンドに対するエクスポージャーは、投資者の投資全体の小さな割合に留めるべきであり、また、かかる投資者は、投資分全額の損失に十分耐えることができるものでなければならない。

以下に概述されるリスク警告は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドを構成する特定ファンドに該当することもあるが、該当しないこともある。リスク警告が特定ファンドに該当するか否かは、別紙Aの「リスク要因とその開示」の項を参照のこと。

— 一般市場リスク

(中略)

— ヘッジ・ファンド戦略

投資家は、ヘッジ・ファンド戦略に投資することに関係する特定のリスクが存在することに留意すべきである。例えば、ある戦略は、レバレッジおよびその他の投機的な投資慣行を利用することがあり、これにより投資損失のリスクが高まることがあり、株式等よりも流動性が低いことがあり、即時プライシングまたはオンデマンド・プライシングまたは評価情報を投資家に提供しよう求められないことがあり、複雑な税制体系が関係することがあり、ミューチュアル・ファンドと同様の規制要件の対象でなく、多くの場合手数料が高額である。

— 評価リスク

(中略)

— 推定価格設定

ファンドを構成するポートフォリオ内における特定ターゲットに対する集団投資スキームは、投資対象の管理会社や投資顧問会社が提供する推定価格に基づいていることがある。したがって、申込みまたは買戻請求の対象となる受益証券の純資産価格は、推定価格設定の要素を反映していることがある。かかる価格設定は、投資家の要求を充足するため、価格設定について十分な精度を維持しつつ、迅速な取引価格の設定を可能にする方法として正当化される。

— 保管、決済、取引相手方のリスク

(中略)

— 成功報酬

(中略)

— 流動性リスク

(中略)

— レバレッジ・リスク

(中略)

— 通貨エクスポージャー

(中略)

— サイドポケットの活用

(中略)

— 自由に取引されない通貨のリスク

(中略)

— 立法上のリスク

ファンドの投資先投資対象の投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先投資対象が投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限（例えば、金融セクターの空売り制限）または要求事項の変更（例えば、市場への開示事項の増加）および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

HSBCグループ開示

（中略）

投資顧問会社および投資制限

（中略）

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

オルタナティブ投資ファンド運用会社規則

EUのオルタナティブ投資ファンド運用会社規則（以下「AIFMD」という。）は、ファンド運営活動を行う、または欧州経済地域（以下「EEA」という。）内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けにファンドの持分の販売を行う特定のプライベート・ファンド運用会社の活動を規制する。あるファンドがEEA内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けに積極的に販売されている場合、(i) 当該ファンドは、特定の報告、開示およびその他のAIFMDに基づく遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせることがある、(ii) ファンドおよび/または管理会社は、特定のEEA管轄内の国内法に基づき生じる付加的な規制または遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせるまたはファンドの管理および運営に影響を及ぼすことがある、ならびに(iii) 管理会社は、ファンドおよびスキーム・プロパティに関する詳細な情報が規制当局および第三者が利用可能とするよう要求されることがある。

欧州経済地域（「EEA」）内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）により管理されている非EEAオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）である。したがって、投資家への開示、規制当局に対する報告およびAIF年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドがEEAのAIFMにより管理されているEEAのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

EEA内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家は、AIFMDに基づき開示が要求される重要情報を含むAIFMD投資家開示書面を参照すべきである。

周囲との隔絶

信託証書に従い、各ファンドの資産は、「周囲と隔絶」または「留保」されている。これは、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに属する別のファンドの債務をカバーする為に利用できないことを意味する。

海外拠点に住所を置く会社の利用（ガーンジーまたは英領ヴァージン諸島を含む。）

（中略）

一般リスク

投資を検討している者は、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドへの投資は、投資額全てを失うリスクを含む、高いリスクを伴うことを認識するべきである。ファンドは、証券、金融先物取引、デリバティブ商品、為替および利率の変動リスク、これらの市場の変動および商品取引することによるレバレッジ効果ならびに相手方当事者の不履行による損失への潜在的なエクスポージャーといったリスクを含む、高いリスクを伴う商品に投資し、これを取引する傾向がある。投資プログラムが成功する、または、投資目的を達成できる保証はない。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの受益証券の価格および価値は変動する可能性があり、受益証券の価値は当初投資額を下回る可能性がある。

ファンドが投資するHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの選定および監視中の厳格なデュー・デリジェンスにかかわらず、これらのファンドの過去の業績は、（収益性または相関性といったいずれの意味においても）将来の業績を保証するものとみなされることは一切ない。受益証券の買戻しの際またはHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドが解散した場合、投資家は投資額全額を回収できない可能性がある。

各ファンドは、投機的投資方針を追求する投資先ファンドに投資することを目的としている。これらの投資先ファンドは、一般的に、「ヘッジ・ファンド」または「代替的投資」として知られるカテゴリーに該当

する。同様に、投資対象全般には、商品に係る先物契約およびオプションならびに関連する通貨または金融商品に係る先物契約に投資するファンドが含まれる可能性がある。かかる投資先ファンドは、オプション権利、先物契約または証券の空売りなど特別な投資および取引手法を利用する傾向がある。各ファンドは、異なる投資スタイルを有する異なるファンド・マネージャーにより運用される投資先ファンドを選定し、または異なるセクターに投資することによりリスクの分散を図る。

ボルカー・ルール

(中略)

そのため、管理会社は、ファンドがボルカー・ルールを遵守していると考えている。

(後略)

<訂正後>

(1) リスク要因

以下のリスク警告および開示は、全ての想定されるリスクを網羅するものではない。潜在的投資者は、英文目論見書の全文を読み、当人が必要と判断するその他の情報を十分に評価した上で、ファンドに投資するか否かを決断することを推奨する。オルタナティブ・ストラテジー・ファンドを構成するすべてのファンドの受益証券への投資は、以下に記載するアプローチの結果として生じるリスクおよび報酬を受け入れる姿勢のある投資家のみに適する。潜在的投資者は、必ず英文目論見書の内容を十分に理解しなければならない。

ファンドがその投資目的を達成するとの保証はなく、また過去のパフォーマンスを将来のリターンの指標と見てはならない。投資対象の価値およびそこから収益は、下がることもあれば上がることもあり、投資者は出資した金額を取り戻すことができない場合もある。また、投資対象は、為替管理規制、税法、源泉徴収税または経済・金融政策による影響を受ける場合がある。

(1) 一般市場リスク

(中略)

(2) ヘッジ・ファンド戦略

投資家は、ヘッジ・ファンド戦略に投資することに関係する特定のリスクが存在することに留意すべきである。例えば、ある戦略は、レバレッジおよびその他の投機的な投資慣行を利用することがあり、これにより投資損失のリスクが高まることがあり、株式等よりも流動性が低いことがあり、即時プライシングまたはオンデマンド・プライシングまたは評価情報を投資家に提供するように求められないことがあり、複雑な税制体系が関係することがあり、ミューチュアル・ファンドと同様の規制要件の対象でなく、多くの場合手数料が高額である。

(3) 投資先ファンド

投資顧問会社はファンドの資産を配分する投資先ファンドの投資および取引活動の監視に努めるが、投資判断はかかる投資先ファンドのレベルで行われており、かかる投資先ファンドのマネージャーが、同時に、同一の有価証券または同一の資産クラス、業種、国もしくは通貨の銘柄のポジションを構築し、または取引を行う可能性がある。したがって、ある投資先ファンドが資産を売却するのとほぼ同時に別の投資先ファンドが同じ資産を購入する可能性がある。投資先ファンドのマネージャーの選択が効果的な投資スタイルの分散をもたらすものである、または投資先ファンドのポジションが常に一貫性のあるものであるという保証はない。投資先ファンドの選択は、かかる投資先ファンドの持分証券が合理的な期間内に償還される機会を確保する方法で行われる。しかしながら、投資先ファンドの流動性が、償還請求があった場合にその都度かかる請求を満たすほど十分であるという保証はない。

(4) 評価リスク

(中略)

(5) 推定価格設定

ファンドを構成するポートフォリオ内における特定の投資先ファンドは、投資対象の管理会社や投資顧問会社が提供する推定価格に基づいて評価されることがある。したがって、ファンドの申込みまたは買戻請求の対象となる受益証券一口当たり純資産価格は、推定価格設定の要素を反映していることがある。かかる価格設定は、投資家の要求を充足するため、価格設定について十分な精度を維持しつつ、ファンドによる迅速な取引価格の設定を可能にする方法として正当化される。

(6) 保管、決済、取引相手方のリスク

（中略）

(7) 成功報酬

（中略）

(8) 流動性リスク

（中略）

(9) レバレッジ・リスク

（中略）

(10) 通貨エクスポージャー

（中略）

(11) サイドポケットの活用

（中略）

(12) 自由に取引されない通貨のリスク

（中略）

(13) 立法上のリスク

投資先ファンドの投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先ファンドが投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限（例えば、金融セクターの空売り制限）または要求事項の変更（例えば、市場への開示事項の増加）および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

(14) HSBCグループ開示

（中略）

(15) 投資顧問会社および投資制限

（中略）

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

受益者は、ファンドが保有する投資先ファンドの運用、処分その他の換金に関する決定、またはファンドの業務執行に関するその他決定をすることはしない。したがって、ファンドの投資の成功は、主に管理会社ならびに投資顧問会社およびその関係会社の技能および専門知識に依存する。管理会社としては、ファンドの成功は一個人に依存するものではないと考えているが、管理会社もしくは投資顧問会社の現在の役職員が現在の職務を継続する、または当該役職員が管理会社もしくは投資顧問会社によって引き続き雇用されることの保証はない。当該人員の退職によってファンドのパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶことがある。

(16) 周囲との隔絶

信託証書に従い、特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するものでも他のファンドの負債となるものでもない。したがって、各ファンドの資産は、「周囲と隔絶」または「留保」されている。これは、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに属する別のファンドの債務をカバーする為に利用できないことを意味する。

(17) クラス間の負債

信託証書に従い、各ファンドの信託財産は、受託会社により創設された当該ファンドの受益証券の発行手取金により構成される。各ファンドには複数のクラスがあり、将来更なるクラスが創設される場合もある。特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するものでも他のファンドの負債となるものでもないが、この理は、特定のファンドの特定の受益証券クラスの負債と当該ファンドの他の受益証券クラスの負債との関係においては当てはまらない（すなわち、前段に記載され

た「周囲との隔絶」は、同一ファンド内の別々の受益証券クラスにおいては当てはまらない。）。したがって、資産または負債が帰属するクラスまたはポートフォリオにかかわらず、ファンドの全資産は、当該ファンドのそれぞれの負債を支払うために利用することができる。実際には、クラス間またはポートフォリオ間の負債が生じるのは、いずれかのクラスまたはポートフォリオが破産した場合または資産を消費して負債を支払うことができなくなった場合に限られる。この場合、他のクラスに帰属するファンドの全資産は、破産したクラスまたはポートフォリオの負債の支払に充てることができる。

(18) 海外（ガンジーまたは英領ヴァージン諸島を含む。）拠点に住所地を置く会社の利用

（中略）

(19) 世界金融市場危機と政府の介入

世界の金融市場は、近年、蔓延する根本的な混乱と劇的な不安定さを経験した。世界の金融市場全体で不安定さの根底にある原因がどれほど広がり、それが更なる不安定さを生む可能性があるのかどうかは不明確であるが、これらの根底にある原因は、これまでにないほど広範で前例のない政府の介入をもたらした。多くの国・地域の規制当局は、幅広い緊急規制措置を実施または提案しており、多くの国・地域において金融株およびその他の株式の空売りに関する制限を行っている。この介入は、時には十分な通告もなく、または何らの通告もなく「緊急時に」実施されたものであるが、一部の市場参加者においては、突然および/または実質的に、特定の投資戦略を継続することができなくなったり、未決済ポジションのリスクを管理することができなくなったりする結果となった。また、世界の金融機関の安定性が不確実であるため、金融機関が保有する資産の安全性は、金融機関との契約条件にかかわらず、保証されていない。世界の金融市場の複雑さと、政府が行動を起こすことができた限られた時間枠を考慮すると、これらの介入は時には範囲と適用において不明確であり、それ自体が重大な悪材料となり、市場の効率的な機能とそれまでに成功した投資戦略に混乱と不確実性をもたらした。

いかなる追加の暫定的または恒久的な政府による規制が市場に課されるか、および/または投資先ファンドの投資マネジャーが投資先ファンドの投資目的を実施する能力にそのような規制が及ぼす影響を確実に予測することは不可能である。しかしながら、世界の金融市場に対する規制が増加すれば、投資先ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(20) 法的リスク

投資先ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾した法律、不完全、不明確かつ変化する法律、他の市場参加者による規制の無視や違反、確実または効果的な法的救済手段の欠如、先進市場の標準的な慣行や機密保持慣習の欠如、および既存の規制が執行されないことなどを含む様々なリスクに晒されることがある。

さらに、投資先ファンドの資産が投資される可能性のある新興市場で、判決を得て執行することが困難な場合がある。この権利の保護および執行における困難が、投資先ファンドおよびその運営に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場における企業の規制当局による統制やコーポレート・ガバナンスは、ほとんど少数株主の保護に資するものではない。不正行為防止およびインサイダー取引防止の法律は、未熟なものであることが多い。また、株主に対する役員および取締役の信託義務の概念も、先進市場における概念と比較すると限定的なものである。場合によっては、経営者が株主の同意を得ずに重要な行為をすることもあり、希薄化に対する保護もまた限定的なものであることがある。

(21) 市場の混乱

市場の混乱および/またはその他の異常な事象が過去の価格関係と一致しない形で市場に影響を及ぼす場合、ファンドは重大な損失を被る可能性がある。市場が混乱している期間において過去の価格から断絶されることにより生じる損失のリスクは、混乱した市場では多くのポジションの流動性が失われることにより、市場に逆らってポジションを清算することが困難または不可能となるという事実により増幅される。混乱した市場では、投資先ファンドが利用することのできる銀行、証券会社およびその他の取引相手方からの資金調達は、通常縮小される。そうした縮小は、投資先ファンドに実質的な損失をもたらすことがある。1994年、1998年、さらに2007年から2009年の「金融危機」で、証券会社コミュニティによる信用の突然の制限は、クレジット関連投資に焦点を当てた多数の投資ピークルの強制的な清算と大きな損失をもたらした。

しかしながら、市場の混乱と一つのセクターにおける損失は他のセクターにも波及することがあるため、多くの投資ビークルはクレジット関連投資に多額の投資をしていなかったにもかかわらず大きな損失を被った。

また、世界の金融市場は、将来的には更なる根本的な混乱を経験する可能性があり、それにより投資先ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性のある政府の介入が新たに導入される可能性がある。さらに、予期せぬ政治的事件、軍事的事件およびテロ事件に起因する市場の混乱は、時にはファンドの劇的な損失を招く可能性があり、そのような事件により未曾有のボラティリティとリスクを伴う歴史的にもリスクの低い戦略が実施される場合がある。また、金融取引所は、時々一時停止され、または取引制限が課されることがある。そのような停止は、投資先ファンドが影響を受けたポジションを清算することを困難または不可能にする可能性があり、それによって損失を被る場合がある。投資先ファンドがポジションを清算できる程度に取引所外市場が流動性を維持するとの保証もない。

(22) ボルカー・ルール

（中略）

そのため、管理会社は、ファンドがボルカー・ルールを遵守していると考えている。

(23) プレグジット

2016年6月、英国は欧州連合を離脱する投票をした。2017年3月29日、リスボン条約第50条に規定する離脱手続が開始され、その結果2年間（またはそれ以上）の期間が設けられ、その間に離脱の手続が交渉される。この投票と離脱のプロセスは、英国だけでなく欧州連合、欧州経済地域および世界的にも不確実性と市場のボラティリティの長期化を引き起こす可能性がある。これらの出来事がファンドや投資先ファンドに経済的、金融的、または規制上の観点から与える影響を正確に把握することは不可能であるものの、そのような影響が投資家にとって重大な結果をもたらす可能性はある。

(24) オルタナティブ投資ファンド運用会社規則

EUのオルタナティブ投資ファンド運用会社規則（以下「AIFMD」という。）は、ファンド運営活動を行う、または欧州経済地域（以下「EEA」という。）内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けにファンドの持分の販売を行う特定のプライベート・ファンド運用会社の活動を規制する。あるファンドがEEA内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けに積極的に販売されている場合、（i）当該ファンドは、特定の報告、開示およびその他のAIFMDに基づく遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせることがある、（ ）ファンドおよび/または管理会社は、特定のEEA管轄内の国内法に基づき生じる付加的な規制または遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせるまたはファンドの管理および運営に影響を及ぼすことがある、ならびに（ ）管理会社は、ファンドおよびスキーム・プロパティに関する詳細な情報が規制当局および第三者が利用可能とするよう要求されることがある。

(25) 欧州経済地域（「EEA」）内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）により管理されている非EEAオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）である。したがって、投資家への開示、規制当局に対する報告および年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、オルタナティブ・ストラテジー・ファンドがEEAのAIFMにより管理されているEEAのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

EEA内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家は、AIFMDに基づき開示が要求される重要情報を含むAIFMD投資家開示書面を参照すべきである。

投資先ファンドの戦略に関連する特定のリスクの検討

ファンドの投資先ファンドは、その性質上、特定のリスクを伴う。投資先ファンドは、追加リスクを伴う可能性のある投資手法（レバレッジ、空売りおよびデリバティブの使用など）を利用する。したがって、受益証券への投資は、相当なリスクを伴い、投資金全額を失うリスクを負うことができる者にしか適さない。投資予定者は、受益証券の申込みを行う前に、特に、以下の要因を考慮すべきである。

a. デリバティブ

投資先ファンドは、その投資方針の一環としておよびヘッジ目的のために、市場デリバティブおよび店頭デリバティブ(先物、先渡、オプションおよび差金決済契約を含むが、これらに限定されない。)の両方を利用することができる。かかる商品は、ボラティリティが高く、投資家を高い損失リスクにさらす可能性がある。かかる商品のポジションを設定するために通常必要となる低額の当初証拠金によって、レバレッジの水準は高くなる。その結果、商品の種類によって、ある契約の価格の比較的小さな変動が当初証拠金として実際に授受された資金額に比例して高い利益または損失を招き、預託された証拠金を上回る数量化不可能な更なる損失となることがある。請求される追加の証拠金が、投資先ファンドにおいて入手可能な現金額を上回る場合、投資先ファンドは、当該契約を決済しなければならない。また、価格変動に対する値幅制限および取引所における投機建玉制限は、ポジションの速やかな決済を妨げ、より大きな損失の可能性を招くことがある。さらに、ヘッジ目的に使用される場合、かかる商品とヘッジ対象の投資対象または市場セクターとの間に不完全な相関関係が生じる可能性がある。

店頭契約における取引は、追加のリスクを伴うことがあるが、これは、未決済のポジションを決済するための取引市場がないことに起因する。既存のポジションの清算、ポジションの価値の評価またはリスクへのエクスポージャーの評価を行うことができない可能性がある。取引相手方が純資産価値の減少、不正確な担保請求または担保回復の遅れを根拠に取引を終了することができるとする中途解約条項など、契約上の非対称性および非効率性もリスクを増大させることがある。投資先ファンドは、有価証券その他の資産に係るカバード・オプションおよびアンカバード・オプションを売却することもできる。当該オプションがアンカバード・オプションに該当する場合には、投資先ファンドは、無制限の損失を被る可能性がある。

b. 店頭金融デリバティブ取引

一般的に、店頭市場における取引に関する政府の規制および監督は、組織化された取引所で行われる取引のそれほど厳格ではない(店頭市場では、一般的に、通貨、先渡、直物契約およびオプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに一定の通貨オプションが取引される。)。また、取引清算機関による履行の保証など、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる保護の多くは、店頭金融デリバティブ取引に関して利用できないことがある。したがって、店頭金融デリバティブ取引を行う投資先ファンドは、直接の取引相手方が取引に基づく自らの義務を履行せず、投資先ファンドが損失を被るリスクにさらされる。投資先ファンドは、特定の取引相手方から信用状または担保を受領することで、当該取引に関連して発生するエクスポージャーを減らすことができる。しかしながら、取引相手方に関する信用リスクを減らすために投資先ファンドが講じる措置にかかわらず、取引相手方が履行を怠らないまたはその不履行の結果投資先ファンドが損失を被らないという保証はない。投資先ファンドが取引を行う取引相手方は、随時、投資対象の一部に関する値付けまたは価格の見積りを中止することができる。かかる場合、投資先ファンドは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップまたはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引または未決済のポジションに関する相殺取引を締結することができず、これによって、パフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。さらに、取引所で取引される投資対象とは対照的に、通貨に係る先渡契約、直物契約およびオプション契約は、投資顧問会社に対し、同額かつ反対の取引を通じて投資先ファンドの債務を相殺する可能性を与えることはない。このため、投資先ファンドは、先渡契約、直物契約またはオプション契約を締結する際、当該契約に基づく義務を履行することを要求されることがあり、また、当該義務を履行できなければならない。

c. コモディティ連動型金融デリバティブ商品への投資

投資先ファンドは、商品市場にエクスポージャーを有することがある。かかる種類のエクスポージャーは、一般的に、株式および債券などの従来の有価証券への投資よりも大きなボラティリティを伴う。商品市場は、様々な要因に基づき大きく変動することがある。当該要因には、市場全体の変動、国内外の政治的・経済的事象および政策、戦争、テロ行為、国内外の金利および/または金利予測ならびに国内外のインフレ率および/または投資家のインフレ期待の変化、ならびに投資信託および商品ファンドの投資活動および取引活動が含まれる。様々な商品の価格は、干ばつ、洪水、天候、家畜病、禁輸、関税およびその他の規制の動向などの要因によって影響を受けることもある。かかる要因の多くが、全く予測不可能である。商品価格は、主要な生産地域または消費地域における供給および需要の混乱によって大幅に変動することもある。一部の商品は、限られた国で生産され、少数の生産者によって支配されることがある。その

結果、かかる国々における政治、経済および供給に関連する事象が、当該商品の価格に不均衡な影響を与える可能性がある。

d. 取引相手方リスク

先物契約および先物オプション契約の締結には、取引相手方が投資先ファンドに対する自らの義務を履行できないリスク、すなわち信用リスクがある。多くの国際的な取引所で取引される先物契約および先物オプション契約の取引相手方は、当該取引所に関連する清算機関である。一般的に、清算機関は、その法人会員の支援を受けており、当該法人会員は、一会員による不履行によって生じた金銭的負担を分担する義務を負っているため、信用リスクは大幅に減らされることになる。清算機関がその会員の支援を受けていない場合は、通常、銀行その他の金融機関から成るコンソーシアムの支援を受けている。取引相手方、清算機関の会員または何らかの清算機関が、投資先ファンドに対する自らの義務を履行できる保証はない。

e. レバレッジ、借入金および債権者

投資先ファンドは、投資目的で、レバレッジ(借入れを通じたものを含む。)を利用することができる。レバレッジの使用は、特別なリスクを生み、投資先ファンドの投資リスクを著しく高めることがある。レバレッジは、利回りおよびトータルリターンを増加の機会を生むが、同時に、投資先ファンドのキャピタル・リスクおよび利息費用へのエクスポージャーを増加させる。レバレッジを使用して行われた投資で得られた収益および利益で、関連する利息費用を超過するものは、超過しない場合と比べて、投資先ファンドの純資産価額の急増を招くことがある。反対に、関連する利息費用がかかる収益および利益を上回る場合、投資先ファンドの純資産価額は、上回らない場合よりも急速に減少することがある。

f. 流動性および投資対象の評価

投資先ファンドは、上場していないまたは活発な市場の存在しない有価証券またはデリバティブ商品に投資することがある。例えば、投資先ファンドは、新興市場を含む異なる市場への直接または間接のエクスポージャーを有する有価証券またはデリバティブ商品に投資することがあり、当該投資対象は、北米および欧州のより先進的な市場で取引される有価証券と比べ、政治リスクの増大または不利な為替変動による影響を受けることがある。また、投資先ファンドは、店頭市場でのみ取引される投資対象を取得する場合がある。したがって、当該投資対象の正確な評価および換金または当該投資対象のポジションの適切な価格での決済が、必ずしも可能であるとは限らない。

g. ボラティリティ全般

投資先ファンドは、極めてボラティリティの高い商品に投資することがある。投資先ファンドの保有する投資対象の価値が予想以上に大きく変動した場合、これにより投資先ファンドの純資産価額が大幅かつ急激に変動し、巨額の損失につながる可能性がある。

投資先ファンドの投資マネジャーがとるポジションは、当該マネジャーによる取引後数か月間にわたる価格変動の予測に基づくものである。その間に、投資対象の市場価値が上昇しない、ひいては減少することもあり、このことは、投資先ファンドの純資産価額に反映されることになる。

h. モデル/情報技術への依存

投資先ファンドの投資アプローチは、投資先ファンドの投資マネジャーが長い時間をかけて開発した自動化されたコンピュータ・アルゴリズムとして実装される数理モデルに基づくものであることがある。投資先ファンドの投資アプローチの前提となる自動化されたアルゴリズムの運用が成功するかどうかは、投資先ファンドの投資マネジャーが有する情報技術システムおよび当該投資マネジャーがそのシステムを利用可能な状態に保ち、適切な障害復旧手順を整備しておく能力に左右される。また、市場力学は時間の経過により変化することから、過去に大きな成功を収めたモデルであっても時代遅れとなることがあり、場合によっては多額の損失が発生するまで投資先ファンドの投資マネジャーがその事実気づかないこともある。投資先ファンドの投資マネジャーが効果的な数理モデルおよび自動化されたコンピュータ・アルゴリズムの維持に成功する保証はない。

i. 空売り

空売りは、証拠金取引を伴うものであるために、ロング・ポジションに基づく取引と比べ高いリスクを伴う場合がある。有価証券の空売りは、当該有価証券の市場価格が理論上無制限に値上がりするというリスクを伴うものであり、これによりショート・ポジションをカバーすることができなくなったり、理論上

無制限の損失が生じたりする可能性がある。ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券を購入することができるの保証はない。

近年世界の金融市場が不安定であることを受け世界各地の規制当局が講じる規制措置または立法措置により、一定の有価証券でショート・ポジションをとることは制限されてきた。制限の水準は、国・地域により異なり、短中期的に変更される可能性がある。これらの制限によって、多くの市場参加者はその投資戦略の実行を継続すること、またはその未決済ポジションのリスクを管理することが困難となり、場合によっては不可能となっている。したがって、投資先ファンドの投資マネジャーは、一定の有価証券、企業またはセクターに関し否定的な見方を十分に表明することができないことがあり、投資先ファンドの投資マネジャーが投資先ファンドの投資目的を達成する能力は、制限されることがある。

j. 為替リスク

投資先ファンドの資産および負債は投資先ファンドの基準通貨とは異なる通貨で表示されることがあるため、投資先ファンドは、為替管理規制または基準通貨と他の通貨との為替相場の変動によりプラスまたはマイナスの影響を受けることがある。為替相場の変動は、投資先ファンドの持分、受取配当または受取利息および実現損益の価値に影響を及ぼすことがある。通貨間の為替相場は、為替市場の需給、国際収支、政府の介入、憶測その他の政治経済状況によって決まる。有価証券の表示通貨が対基準通貨で上昇した場合、当該有価証券の価値は上昇する。反対に、同通貨の為替相場が下落すれば、当該有価証券の価値は悪影響を受けることになる。投資先ファンドは、為替リスクをヘッジするために外貨取引を行うことがある。ただし、ヘッジまたは保護が達成される保証はない。また、この戦略は、投資先ファンドの保有する有価証券の表示通貨が対基準通貨で上昇した場合、投資先ファンドが当該有価証券のパフォーマンスから利益を得ることを制限することがある。

k. 新興市場リスク

新興市場への投資に関連する特別なリスクにより、当該有価証券に対するエクスポージャーを有する投資先ファンドは、投機的とみなされるべきである。一般に、新興市場の経済は、国際貿易への依存度が極めて高く、そのため、貿易障壁、為替管理、相対的通貨価値の調整介入その他貿易相手国によって課されるまたは取り決められる保護措置による悪影響を受けており、今後も悪影響を受け続けることがある。これらの経済は、貿易相手国の経済状況によっても悪影響を受けており、今後も悪影響を受け続けることがある。新興市場への投資に関連するブローカー手数料および保管業務等の費用は、より先進的な市場への投資に関連するものと比べて高額となることが一般的である。一部の市場では適切な保管システムが存在しないため、一定の国に投資を行うことができない、または投資を行うために投資先ファンドはより大きな保管リスクを引き受けなければならないことがある。また、当該市場は異なる決済・清算手続を有する。一部の市場では、有価証券の取引高のペースに決済が追いつかず、当該取引の実行が困難となったことがある。投資先ファンドが決済上の問題により意図した有価証券を購入することができない場合、投資先ファンドは、絶好の投資機会を逃すことになる可能性がある。決済上の問題に起因して保有有価証券を処分できない場合、当該保有有価証券の価値が後に下落することで投資先ファンドが損失を被る可能性があり、または、投資先ファンドが当該有価証券の譲渡契約を締結していた場合には、その買主に対し潜在的な債務を負うことになる可能性がある。一または複数の新興市場において緊急事態が発生し、その結果、有価証券の取引が停止または大幅に縮小し、投資先ファンドが当該市場において保有する有価証券の価格が直ちに入手可能なものではなくなるリスクも存在する。投資家は、新興市場における政治状況の変化によって、外国投資家に対する課税姿勢が大幅に変化することがある点に留意すべきである。当該変化によって、法律、法解釈または外国投資家への免税もしくは国際租税条約に係る利益の付与が改正・変更されることがある。当該改正・変更は、遡及的な効果を有する可能性があり、（当該改正・変更が行われた場合）その影響を受ける投資先ファンドの受益者の投資収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

l. 金利リスク

債券その他の固定利付証券に対するエクスポージャーを有する投資先ファンドは、金利が変動した場合、その価値が下落することがある。一般に、債務証券は、金利下落時に値上がりし、金利上昇時には値下がりする。債務証券は、通常、長期のものの方が金利変動に対する感応度が高くなる。

m. 信用リスク

債券その他の固定利付証券に対するエクスポージャーを有する投資先ファンドは、発行体が当該有価証券に係る支払を行わないリスクにさらされる。財務状態の悪化している発行体は、有価証券の信用度を低下させ、それにより当該有価証券の価格変動が大きくなる可能性がある。有価証券の信用格付の引下げも、当該有価証券の流動性を相殺し、投資先ファンドによる売却を困難にさせることがある。信用度が低い債務証券に投資している投資先ファンドは、これらの問題による影響を受けやすく、その価値の変動性が高くなることもある。

n. 格付引下げリスク

投資適格債券は、非投資適格債券に格下げされるリスクにさらされることがある。有価証券または有価証券の発行体の信用格付が引き下げられた場合、投資先ファンドの当該有価証券に係る投資価値は、悪影響を受けることがある。格付が引下げられた場合、下記の非投資適格債券リスクが適用される。

o. 非投資適格債券

投資適格を下回る格付またはこれに匹敵する質の固定利付証券への投資は、投資適格債券と比べ、信用リスクが大きい。収益または元本の支払が支払期限到来時に行われぬ可能性が高いため、債務不履行リスクも高い。債務不履行後に回収される金額は、少額またはゼロとなることがあり、投資先ファンドが破産手続その他これに類する手続により損失を回収しようとする場合には、追加費用が発生することがある。これらの有価証券の市場は活発でないことから、投資先ファンドによる当該有価証券の売却が困難となることがある。これらの有価証券の評価は難しいため、投資先ファンドの価格の変動性が高くなることがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

海外における申込手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の発行に応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。特定のファンドの現行当初申込手数料料率の引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

(後略)

<訂正後>

海外における申込手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の発行に応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。現在、管理会社は当初申込手数料を課していないが、特定のファンドの現行当初申込手数料料率の導入または引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、当初申込手数料および/または新規の料率を記載した最新の英文目論見書が発行される。

(後略)

(2) 買戻し手数料

<訂正前>

海外における買戻し手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の買戻しに応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付代金に対する一定料率を上限とする買戻し手数料を買付代金から控除することができる。特定のファンドの現行買戻し手数料の料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の買戻しに応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付代金に対する一定料率を上限とする買戻し手数料を買付代金から控除することができる。特定のファンドの現行買戻し手数料の料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した最新の英文目論見書が発行される。

(後略)

（３）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

（a）管理報酬

あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないよう確保する措置をとるものとする。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。また、管理会社は、その絶対的裁量により、当該管理報酬から受益者に対して割戻しを支払うことができる。現行の当該報酬の取決めの開示の概要については下記を参照すること。

（中略）

（b）投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。

投資顧問会社は、ファンドの資産の中から、投資顧問報酬または管理事務代行報酬、および適用ある場合には、成功報酬を受領することができる。当該報酬の金額は、別紙Aに別途記載された特定の場合を除き、ファンドの純資産額に対する料率で計算される。

（中略）

（ ）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙Aに記載される通りである。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として受託会社に支払われる。

平成29年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて支払われた受託報酬は、51千米ドルである。

<訂正後>

（前略）

（a）管理報酬

あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないよう確保する措置をとるものとする。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を仲介者に対し割り戻すことができる。また、管理会社は、その絶対的裁量により、当該管理報酬から受益者に対して割戻しを支払うことができる。現行の当該報酬の取決めの開示の概要については下記を参照すること。

（中略）

（b）投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。

（中略）

（ ）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙Aに記載される通りである。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として受託会社に支払われる。

平成29年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて支払われた受託報酬は、51千米ドルである。

（ ）保管報酬

包括保管契約に基づき受託会社が包括保管受託銀行に支払う報酬および副保管契約に基づき包括保管受託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬は、受託報酬から支払われる。さらなる保管委託契約に基づき副保管受託銀行が支払う報酬は、包括保管受託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬から支払われる。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

() 営業費用

(前略)

() 設立費用

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの設立と各ファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、別紙に別途記載される場合を除き、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないように各ファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。あるファンドまたは受益証券クラスへの割当額は当該ファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後当該ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり按分して当該ファンドまたは受益証券クラスに対し毎週負担額を課することができる。ただし、各ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a) 管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに關係する特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b) 新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c) 既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとし、ファンドまたはクラス受益証券の年間償却額、管理会社により賦課される手数料が年額5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないことを条件とする。

上記の(i)および()の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成29年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて支払われたその他の費用(上記(i)および())を含むがこれに限定されない。)は、81千米ドルである。

<訂正後>

() 営業費用

(前略)

() 設立費用

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの設立と各ファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、別紙に別途記載される場合を除き、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額がファンドについては25,000米ドルまたは他の通貨相当額および受益証券クラスについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないように各ファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。あるファンドまたは受益証券クラスへの割当額は当該ファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後当該ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、ファンドについては5年および受益証券クラスについては1年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、ファンドについては5年および受益証券クラスについては1年を超えない期間にわたり按分して当該ファンドまたは受益証券クラスに対し毎週負担額を課することができる。ただし、各ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たりファンドについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額、または受益証券クラスについては1,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a) 管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに關係する特別の性質の追加費用が発生することが

あり、(b)新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c)既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間をファンドについては5年および受益証券クラスについては1年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にてもファンドについては25,000米ドルまたは他の通貨相当額および受益証券クラスについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとし、ファンドまたはクラス受益証券の年間償却額、管理会社により賦課される手数料が年額ファンドについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額、または受益証券クラスについては1,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないことを条件とする。

上記の(i)および()の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成29年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて支払われたその他の費用(上記(i)および())を含むがこれに限定されない。)は、81千米ドルである。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。受託会社は、受益者が居住者である場合、ガーンジーの所得税に関わる責任者に対し、ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を提示しなければならない。

(D) FATCA

(中略)

米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。2019年1月1日以降、かかる源泉徴収税は、米国株式、債券および米国源泉配当または利息支払をもたらずその他特定の資産の売却またはその他の処分により受領した総収益にも適用される。

これらのFATCA源泉徴収税は、(i)ファンドがFATCAの規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従いFATCAに服する場合、または(ii)ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されることがある。

ファンドは、自らの収益がFATCA源泉徴収税の対象となることがないように確保するため適切な時期にFATCAを遵守することを予定している。ガーンジーは、米国とIGAを締結しており、FATCAに関する現地規則を施行している。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、かかるIGAの要項および現地の施行規則を遵守することを意図している。ガイダンス・ノート原案は、ガーンジー内で公表されている。

FATCAの定める義務を遵守するため、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、自らの米国の課税上の地位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人、米国所有の非米国企業、非参加FFI(「NPFFI」)である場合または必要書類を提供しない場合、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、これらの投資家に関する情報を該当税務当局に報告する必要があることがある。かかる情報には、投資家、投資家の最終的な実質所有者および/または支配者、ならびに投資家によるセレクション・ファンドおよびファンドへの投資およびそのリターンに関する一定の事項が含まれる場合がある。

投資家またはHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分を保有するために用いられる仲介機関が、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンド、それらの代理人もしくは

は授権された代表者に、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドがFATCA(または類似の制定法)を遵守するために必要な正確、完全かつ真正な情報を提供することができない場合、またはNPFPIである場合、当該投資家は、投資家に分配可能であったであろう金額に対する源泉徴収の対象となることがあり、さらに(i)HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分を売却することを余儀なくされること、または(ii)特定の状況において、投資家のHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分が非任意的に売却されることがある。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、自らの裁量において投資家の同意を得ずに、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドがFATCAを遵守するために適切または必要とみなす手段を講じるための補完的な契約を締結することができる。

投資家は、FATCA上の要件についての自らの状況に関し税務アドバイザーに相談すべきである。とりわけ、仲介機関を通じて受益証券を保有する投資家は、投資利益に対してFATCA源泉徴収税が適用されることのないよう、それらの仲介機関がFATCAを遵守しているか確認すべきである。

(E) 共通報告基準

2014年2月13日、経済協力開発機構は、FATCAに基づき報告すべき情報に準ずる、金融機関の口座情報を自動的に交換するための世界的な規準を定めることを目的とした、「共通報告基準」を公表した。2014年10月29日、51の国・地域が、共通報告基準に従いFATCA同様の情報を自動的に交換することを開始する、権限のある当局による多国間協定(以下「多国間協定」という。)に調印した。以降、多国間協定に調印した国・地域は増加し、合計で100を超える国・地域が共通報告基準の採用を約束している。これらのうち50以上の国・地域が、2016年1月1日より共通報告基準を採用している。

多国間協定に調印した早期採用国・地域(ガーンジーを含む。)は、2017年9月までに初回の情報交換を実施するために努力する旨約束している。その他の国(日本を含む。)については、2018年から情報交換に参加することが見込まれている。

共通報告基準および2016年1月1日から共通報告基準を実施するためにガーンジーで制定された法律に基づき、共通報告基準を採用した国・地域の居住者もしくは共通報告基準を採用した国・地域の居住者である1名以上の自然人により支配される企業である一定の投資家について、関連する免除が適用される場合を除き、一定の開示要件が課されることになる。また、一定のデューディリジェンス義務も課されることになる。該当する場合、開示が必要となる情報には、投資家、投資家の最終的な実質所有者および/または支配者、ならびに投資家によるセレクション・ファンドおよびファンドへの投資およびそのリターンに関する一定の詳細が含まれることになる。共通報告基準は、草案形式で公表され、経済協力開発機構発行の指針によって補完された指針に従い、ガーンジーの国内法を介して実施される。

(F) 税務情報請求

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。受益者が居住者である場合、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドが所得税の免除を受けている限り、ファンドの受益証券について分配される利益は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、受託会社は、ガーンジーの所得税に関わる責任者に対し、ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を提示しなければならない。

(D) FATCAおよび共通報告基準

(中略)

2014年7月1日以降、米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。2019年1月1日以降、かかる源泉徴収税は、米国株式、債券および米国源泉配当または利息支払をもたらすその他特定の資産の売却またはその他の処分により受領した総収益にも適用される。2019年1月1日または最終規則の公表日のいずれか遅い日以降、かかる源泉徴収税は、米国源泉支払に起因するものである限りにおいて、一定の非米国金融機関からの非米国源泉支払の一部にも課されることとなる。

これらのFATCA源泉徴収税は、(i) ファンドがFATCAの規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従いFATCAに服する場合、または(ii) ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されることがある。

ファンドは、自らの収益がFATCA源泉徴収税の対象となることがないように確保するため適切な時期にFATCAを遵守することを予定している。ガーンジーは、米国および英国とIGAを締結しており、FATCAに関する現地規則を施行している。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、かかるIGAの要項および現地の施行規則を遵守することを意図している。ガイダンス・ノート原案は、ガーンジー内で公表されている。

他の国々は、情報の報告に関する税制を採用したかまたは採用する過程にある。ガーンジーは、50以上の国・地域とともに、2016年1月1日より共通報告基準を採用しており、他の採用国・地域と税務情報を自動的に交換する予定である。さらに多くの国・地域も、2017年1月1日を効力発生日として共通報告基準を採用した。将来、これ以外の国・地域も共通報告基準を採用する見込みである。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドも、共通報告基準および現地の施行規則を遵守することを意図している。結果として、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、かかる法律に基づく投資家（および場合によっては、投資家の実質的な所有者および/または支配者）の税務状況および各投資家に関する情報をガーンジー税務当局に対する開示のため入手することが必要となる。

FATCA / 共通報告基準の定める義務を遵守するため、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、自らの米国の課税上の地位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人（FATCAの目的上）、報告対象者（共通報告基準の目的上）、米国の居住者 / 市民または共通報告基準を採用した国・地域の居住者である一もしくは複数の自然人により最終的に所有もしくは支配される企業、非参加FFI（「NPFFI」）である場合または必要書類を提供しない場合、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、法的に許容される範囲内で、これらの投資家に関する情報を該当税務当局に報告する必要があることがある。

投資家またはHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分を保有するために用いられる仲介機関が、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンド、それらの代理人もしくは授權された代表者に、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドがFATCAまたは共通報告基準（または類似の制定法）を遵守するために必要な正確、完全かつ真正な情報を提供することができない場合、またはNPFFIである場合、当該投資家は、投資家に分配可能であったであろう金額に対する源泉徴収の対象となることがあり、さらに(i) HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分を売却することを余儀なくされること、または(ii) 特定の状況において、投資家のHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドの持分が非任意的に売却されることがある。HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、自らの裁量において投資家の同意を得ずに、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドがFATCAまたは共通報告基準（またはこれらに類する措置）を遵守するために適切または必要とみなす手段を講じるための補完的な契約を締結することができる。

投資家は、FATCAまたは共通報告基準（またはこれらに類する措置）についての自らの状況に関し税務アドバイザーに相談すべきである。とりわけ、仲介機関を通じて受益証券を保有する投資家は、投資利益に対してFATCA源泉徴収税が適用されることのないよう、それらの仲介機関がFATCAを遵守しているか確認すべきである。

(E) 税務情報請求

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（1）海外における販売手続等

（前略）

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・ディリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則（1999年ガンジー刑事司法（犯罪収益）（改正済）、2007年ガンジー刑事司法（犯罪収益）（金融サービス業）規制（改正済）ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関する金融サービス事業向けの委員会のハンドブック（改正済）を含むが、これに限られない。）（以下「適用あるAML法」という。）に服する。適用あるAML法により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の身元の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

（前略）

マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の抑止

（前略）

法人の投資家の場合、法人としての法人格を確認するために以下の提出が求められる場合がある。（ ）該当する場合、設立証書（またはその同等物）、（ ）法人が解散、名簿抹消、清算または終了しておらず、現在そのいずれも進行中ではない旨の確認を含む、会社登録検索、（ ）直近の監査済年次財務書類の写し、（ ）基本定款および通常定款または同等の設立関連文書の写し、（ ）取締役名簿の写し、（ ）株主名簿の写し、（ ）電子的情報源を含む、独立した情報照会先（例：ビジネス情報サービス）、（ ）口座の開設および口座署名者の登録を承認した取締役会決議の写し、ならびに（ ）主たる事業所への直接訪問。

（中略）

受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額を受諾に同意する場合を除き、ファンドの最低保有金額（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券：100,000米ドル）を下回らない価額でなければならない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後11時59分（ガンジー時間）までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第2位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、（書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義書換事務代行会社の要求に従って）電子的に受諾することもできる。

（後略）

<訂正後>

（1）海外における販売手続等

（中略）

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・ディリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則（管理会社の場合には1999年ガーンジー刑事司法（犯罪収益）（改正済）、2007年ガーンジー刑事司法（犯罪収益）（金融サービス業）規制（改正済）ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関する金融サービス事業向けの委員会のハンドブック、名義書換事務代行会社の場合には2010年アイルランド刑事罰（マネーロンダリングおよびテロリスト金融）規則を含むが、これに限られない。）（以下「適用あるAML法」という。）に服する。適用あるAML法により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う投資家の身元の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

（中略）

マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の抑止

（中略）

一例として、法人の投資家の場合、法人としての法人格を確認するために以下の提出が求められる場合がある。（ ）該当する場合、設立証書（またはその同等物）、（ ）法人が解散、名簿抹消、清算または終了しておらず、現在そのいずれも進行中ではない旨の確認を含む、会社登録検索、（ ）直近の監査済年次財務書類の写し、（ ）基本定款および通常定款または同等の設立関連文書の写し、（ ）取締役名簿の写し、（ ）株主名簿の写し、（ ）電子的情報源を含む、独立した情報照会先（例：ビジネス情報サービス）ならびに（ ）口座の開設および口座署名者の登録を承認した取締役会決議の写し。

（中略）

受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、ファンドの最低保有金額（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券：100,000米ドル）を下回らない価額でなければならない。また、払込未了受益証券クラスの申込みについては、名義書換事務代行会社が当該申込みを受諾するには、関連する取引日に当該受益証券クラスにつき総計2,500,000米ドル以上の申込みを受領する必要があるものと見込まれる。ただし、管理会社はその絶対的裁量によりこれと異なる判断を下し、その旨を名義書換事務代行会社に通知した場合はこの限りでない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後11時59分（ガーンジー時間）までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第2位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、（事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義書換事務代行会社の要求に従って）電子的に受諾することもできる。

（後略）

2 買戻し手続等

<訂正前>

（1）海外における買戻し手続等

（中略）

買戻し手続

(中略)

管理会社、販売会社、名義書換事務代行会社および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻されたあらゆるクラス受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から4営業日以内に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、関連ファンドの基準通貨で行われ、その際、管理会社またはその代理人は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

買戻請求もまた、(書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

(後略)

<訂正後>

(1) 海外における買戻し手続等

(中略)

買戻手続

(中略)

管理会社、販売会社、名義書換事務代行会社および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻されたあらゆるクラス受益証券に関し、買戻代金は、可及的速やかに、かつ通常受益証券の価格の決定から4営業日前後に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。ある特定の状況下では、買戻代金が支払われるまでにより長い期間がかかる場合がある。かかるすべての支払は、関連ファンドの基準通貨で行われる。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

買戻請求もまた、(事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

(後略)

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

純資産価格の決定

ファンドの純資産総額

(中略)

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使ことができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、できるだけ多くの最終純資産価格を取得して評価時点から

受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また受益証券を買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる（また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。）。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

<訂正後>

純資産価格の決定

ファンドの純資産総額

（中略）

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値（「推定価格」）を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を推定価格ではなく実際の純資産価格に基づくものとさせるために、評価時点から受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また受益証券を買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる（また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。）。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

（後略）

（5）その他

<訂正前>

（イ）ファンドの解散

（中略）

ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、もしくは望ましくなくなる場合、または、もはや投資家の最善の利益ではなくなる場合、管理会社は、当該ファンドを終了することができる。ファンドの純資産額が、1,000万米ドルまたは相当額を下回り、管理会社が経済的に存続させるべきではないと考える場合、管理会社は、当該ファンドを終了することができる。

また、以下のいずれかに該当する場合、クラスB規則に従いファンドを終了することができる。

（中略）

(c) HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの終了延期の特別決議が受益者により可決されないままHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの終了日が到来した場合にはこれを解散することが投資スキーム説明書に定められている場合

(d) 信託財産の評価額が所定の期間（もしあれば）にわたって投資スキーム説明書に定める価額以下となり、管理会社がHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの解散を選択する場合にはこれを解散することが投資スキーム説明書に定められている場合HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドは全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

（後略）

<訂正後>

（イ）ファンドの解散

（中略）

ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、もしくは望ましくなくなる場合、または、もはや投資家の最善の利益ではなくなる場合、管理会社は、当該ファンドを終了することができる。

また、以下のいずれかに該当する場合、クラスB規則に従いファンドを終了することができる。

（中略）

(c) HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの終了延期の特別決議が受益者により可決されないままHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの終了日が到来した場合にはこれを解散することが英文目論見書に定められている場合

(d) 信託財産の評価額が所定の期間（もしあれば）にわたって英文目論見書に定める価額以下となり、管理会社がHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドの解散を選択する場合にはこれを解散することが英文目論見書に定められている場合

HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドは全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

（後略）

5 受益者の権利等

（1）受益者の権利等

<訂正前>

（前略）

（ ）議決権

（中略）

ファンドの受益者の権利は、受益者の投資する受益証券のクラスにより、特に、流動性・買戻しの取決め、最低保有額および報酬等において違いが生じる場合がある。

さらに、ファンドの販売について、管理会社が自身の報酬から支払う報酬を受領する販売会社は、当該報酬を受益者と分け合うことができる。

<訂正後>

（前略）

（ ）議決権

（中略）

ファンドの受益者の権利は、受益者の投資する受益証券のクラスにより、特に、流動性・買戻しの取決め、最低保有額および報酬等において違いが生じる場合がある。

従来、（管理会社と関係する者と関係しない者のいずれも）一定の受益者は、ファンドに投資するインセンティブとして、（ファンドについて支払うべき管理報酬を割り戻す形による）優待措置を受けてきた。かかる優待措置の形態はかつて（また、一定の状況においては現在においても）受益者が受領する割戻しであり、管理会社によって自身の報酬から支払われる。

ファンドへの新たな投資家に与えられる割戻しの新たな取決めについては「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」において開示される。

さらに、ファンドの販売について、管理会社が自身の報酬から支払う報酬を受領する販売会社は、当該報酬を受益者と分け合うことができる。

ファンドへの投資に関連し、販売会社はその顧客に販売手数料 (またはそれに相当するもの) を課す場合がある。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (「受託会社」)

(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)

(中略)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、GY1 1EE、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、パーク・ストリート、パーク・プレイスに登記上の事務所を有する。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBC プライベート・バンク (ガーンジー) リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

(後略)

<訂正後>

(1) HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (「受託会社」)

(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)

(中略)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBC プライベート・バンク (ガーンジー) リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッド (「保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッド (「副保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)

(後略)

[次へ](#)

別紙A

ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

<訂正前>

(前略)

4 ファンドの特徴

(中略)

- () 取引日 : ・受益証券の申込みの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
 ・受益証券の買戻しの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。ただし、最低投資期間の制限に服する。

(中略)

- () 設立費用は、25,000米ドルを超えない。

- () 報酬 申込手数料：申込金額の3%の当初最大申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。

(中略)

5 投資制限

- (a) ファンドは、選り抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

(中略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成29年8月末日現在)。

(中略)

タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd)

投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド(Tyrus Capital Management Company Limited)
運用の基本方針	グローバル・イベント・ドリブン
主要な投資対象	当ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、(格付を有するまたは無格付の)上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品(スワップ(クレジット・デフォルト・スワップを含む。))、その他の差金決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。)を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

4 ファンドの特徴

(中略)

- () 取引日 : ・受益証券の申込みの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前の午後11時59分 (ガーンジー時間) までに申込みの指図が受領されなければならない (評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時 (ガーンジー時間)) 。
- ・受益証券の買戻しの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前の午後11時59分 (ガーンジー時間) までに買戻しの指図が受領されなければならない (評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時 (ガーンジー時間)) 。ただし、最低投資期間の制限に服する。

(中略)

() 設立費用は、5,000米ドルを超えない。

() 報酬

(中略)

5 投資制限

- (a) ファンドは、選び抜かれたマネジャーが運用する確固たる投資先ファンドの持分を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

(中略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである (平成29年11月末日現在) 。

(中略)

タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd)

投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Tyrus Capital Management Company Limited)
運用の基本方針	グローバル・イベント・ドリブン
主要な投資対象	当ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、(格付を有するまたは無格付の) 上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品 (スワップ (クレジット・デフォルト・スワップを含む。))、その他の差金決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。) を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。

ビーチ・ポイント・トータル・リターン・オフショア・ファンド リミテッド

(Beach Point Total Return Offshore Fund II, Ltd.)

投資運用会社	ビーチ・ポイント・キャピタル・マネジメント・エルピー (Beach Point Capital Management LP)
--------	---

運用の基本方針	当ファンドは、投資運用会社のファンダメンタル・リサーチ・チームが投資のアイデアを創出するマルチ戦略型のクレジット・ファンドである。当ファンドの投資目的は、ハイイールド債、転換社債、企業向けローン、ストレート証券およびディストレスト証券、「スペシャル・シチュエーション（特別な状況）」投資、割安株、資本構成アービトラージならびにデット証券およびエクイティ証券のショート・ポジションを含む投資対象の機動的なポートフォリオ組成を通じて、適正水準未満のリスクで優れたパフォーマンスを生み出すことである。異なる戦略への配分により、投資運用会社が市場環境および個別事案に応じた投資リサーチに基づき最善のリスク・リワードの動態を表すと考える投資機会に移行する。
主要な投資対象	投資運用会社は、収益獲得および元本確保のため、マスター・ファンドの資産の一部を比較的高品質で平均より短い満期のハイイールド債のポートフォリオに投資するとともに、売却益およびより高いリターンを獲得するため、ストレート証券およびディストレスト証券ならびにスペシャル・シチュエーション証券のポートフォリオにも投資する。投資運用会社は、長期的な元本成長のため、マスター・ファンドの資産の一部を割安株のポートフォリオにも投資する。マスター・ファンドはまた、デット証券およびエクイティ証券の純資産価値のショート・ポジションを売る。投資運用会社は、大幅に割安評価されている投資機会があればこれらの分野をまたいで様々な証券に投資する。さらに、当ファンドは、魅力的な投資機会がある場合にのみ資金を投資に充てるため、その資産の一定割合を現金で保有することがある。

(後略)

別紙 B

定義

< 訂正前 >

(前略)

「デュー・デリジェンス」 様々なヘッジ・ファンドのマネジャーの運営構造、リソース、リスク要因、顧客サービス等を分析するために投資顧問会社が用いる評価手続をいう。

(中略)

「ヘッジ・ファンド」 ファンド・マネジャーが選択する商品および戦略についてかなりの柔軟性があることを主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファンドにおいては、デリバティブ商品、空売り、およびレバレッジがしばしば用いられる。

(中略)

「HSBCグループ」 連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。

(中略)

「参照通貨」 別紙「ファンド概要」に記載する受益証券の発行通貨をいう。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

「デュー・デリジェンス」 投資先ファンドのマネジャーの運営構造、リソース、リスク要因、顧客サービス等を分析するために投資顧問会社が用いる評価手続をいう。詳細については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 - ファンド・マネジャーの選択」を参照のこと。

(中略)

「ヘッジ・ファンド」 投資先ファンド・マネジャーが選択する商品および戦略についてかなりの柔軟性があることを主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファンドにおいては、デリバティブ商品、空売り、およびレバレッジがしばしば用いられる。

(中略)

「HSBCグループ」 連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。

「投資顧問会社」 HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドをいう。

(中略)

「参照通貨」 別紙「ファンド概要」に記載する受益証券クラスの発行通貨をいう。

(後略)